

# 令和3年度知立市保育所入所基準表

支給認定事由		詳細		3歳未満児	3歳以上児
1	就 労	居宅内外で労働することを常態としている ※「労働」とは金銭を得ることを目的として行うもの ※概ね1日4時間以上、月15日以上就労すること	外勤	1ヵ月に60時間以上の就労	
			自営	1ヵ月に60時間以上の就労 ※事業主が本人または親族関係者の方	
			農業	1年の就労月数が6か月以上で、40アール以上耕作している場合(ただし、畑は1アール当たり5アールに、ビニールハウス・畜産は10アールに換算)	
			内職	1ヵ月の就労時間が60時間以上であり、月2.5万円以上の収入があること	
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	【期限付】出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の属する日の属する月から、出産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※出生児は除く、求職活動には変更不可		
3	疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障がいを有している	1ヵ月に60時間以上の入院等 【期限付】診断書記載の療養期間(6か月以内)		
4	介護・看護	長期間入院等又は障がいを有する同居の親族を常時介護又は看護している	1ヵ月に60時間以上の介護等 【期限付】診断書記載の要介護等期間(6か月以内)		
5	災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっている	1ヵ月に60時間以上の復旧活動 【期限付】復旧活動に必要な期間		
6	求職活動	公共職業安定所等で求職活動を行っている	【期限付】入所又は退職日から翌々月の末日まで ※ただし、保護者1人につき、年度1回を上限とする ※新規入所の場合は月の初日に限る ※原則として就労で継続入所可(やむを得ない事情により就労不能となった場合も認めることがある) ※出産、育児休業等からの変更は不可		
7	就 学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学している又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けている	1ヵ月に60時間以上の就学等 【期限付】就学・職業訓練に必要な期間		
8	DV・虐待	配偶者暴力又は児童虐待等により児童の保護等が必要である	【期限付】児童の保護等に必要な期間		
9	育児休業	育児・介護休業法による育児休業をしている	/		【期限付】育児休業期間 ※出生児は除く、求職活動には変更不可
10	その 他	上記に類するものとして保育が必要と認めた場合	【期限付】妊娠・出産からの継続入所で、出産日から6か月を経過する日が属する月の前月の末日まで ※出生児は除く、求職活動には変更不可 ※育児休業とは重複不可		
			死亡、行方不明、拘禁処分等により保護者不在		
			/		軽度・中度の障がいを有する児童を監護している保護者で就労等が困難である

※ 新規入所の場合は、原則として「慣らし保育」期間を設ける。

※ いずれの支給認定事由であっても、障がいを有する児童は軽度・中度に限る。

※ 育児・介護 休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業の方で、子どもが生まれた日から満1歳の誕生日の属する月末まで育児のために休んだ場合は、休んだ期間を育児休業とみなします(みなし育児休業)。